


## 商標登録出願に関するFAQ（よくある質問）

## 1. 商標制度の基本

Q1-1. 商標とは何ですか？

A1-1. 商標とは商品の販売やサービスの提供の際に提供者が出所を表わすために使用する名称やマークのことです。Google、トヨタ、（ナイキのマーク）などはすべて商標です。

Q1-2. 商標登録をするとどのようなメリットがありますか？

A1-2. 他人（他社）が登録商標と類似・同一の商標を使用することを禁止（差し止め）できます。つまり、偽ブランド商品や紛らわしい名称のサービスを未然に防止することができます。場合によっては損害賠償の請求も可能です。特にネット系のビジネスではユニークで覚えやすい名称が重要であり、サービスの模倣自体は容易であるケースが多いことから商標登録の重要性は高いと言えます。

なお、商標権は商品やサービスと共に商標を使用するケースだけに及びますので、ある言葉で商標登録を行なったからと言ってその言葉の使用を独占できるわけではありません。独占できるのはあくまでも商品やサービスの標識として使用する形態（商標的使用）だけです。

Q1-3. 指定商品とは何ですか？

A1-3. 商標権は常に使用の対象となる商品やサービスとのペアで発生します。商標登録出願では商標として使う名称やマークそのものに加えてどの商品（サービス）で使うかを指定します。この指定された商品を指定商品と呼びます。

商標登録出願ご依頼の際は使用したい商標（名称、マーク等）に加えてどのような商品（サービス）で使用している（する予定である）かをご指示ください（おおよそどのような商品（サービス）で使う予定かをご指示いただければ弊所で特許庁の基準に合わせます）。

Q1-4. 指定役務とは何ですか？

A1-4. 役務（えきむ）とはサービスのことです。商標制度では商品と役務を明確に区別しています。たとえば、ある商標をジュースに使いたいのであれば「果実飲料」という商品を指定することになりますし、ジュースを提供する喫茶店に使いたいのであれば「飲食物の提供」という役務（サービス）を指定することになるでしょう。

Q1-5. 区分とは何ですか？

A1-5. 商標の指定商品・役務は計45種類のカテゴリーに分類されていますこれを指定商

品（役務）の区分と呼んでいます。区分については特許庁のサイト等で説明されています。指定商品・役務の指定ではこの区分にしたがって指定する必要があります。なお、区分数が増えると料金もそれに応じて高くなります。

Q1-6. 指定商品（役務）はいくつでも指定できますか？

A1-6. 区分数が増えると料金（出願時および登録時）は高くなります。同じ区分内で多数の商品（役務）を指定するだけでは料金（特許庁料金および弊所手数料）は同一です（特許事務所の手数料については事務所ごとの規定によります、テックバイザーの場合は区分数が同じであれば指定商品・役務数にかかわらず手数料は同一です）。

しかし、あまりに多くの商品・役務を指定すると特許庁の審査において使用意図の証明（出願人あるいは出願企業の代表者による署名入りの事業計画書等）を求められることがあります。原則的には実際に使用したい（および、使用する可能性が高い）商品・役務だけを指定すべきです。

Q1-7. 自分が実際に使用する商標でなければ出願してはいけないのですか？

A1-7. 商標法上は自分が使用する商標を出願することが規定されていますが、原則的には、特許庁の審査において使用実績あるいは使用意図が調査されることはありません。登録した商標を自分では使用せず、商標権を他人にライセンスしたり、売却したりすることも可能です。ただし、最初から売却やライセンスを前提にして、一般名称や他人のビジネスに深く関連している言葉などを関係ない他人が出願する商標ゴロ行為は、ほとんどの場合審査段階で拒絶されることから、実際にはほぼ実行不可能と言えます。また、テックバイザーは明らかに商標ゴロ行為と思われる出願については代理いたしません。

なお、商標権を取得しても特段の理由なしに一定期間（原則的に3年）使用していない場合には、他者から不使用取消審判を請求され、使用していない指定商品・役務について商標権が取り消されるリスクがあります。

Q1-8. 商標の類似はどのように判断されますか？

A1-8. 名称・図形等が類似・同一であり、かつ、指定商品（役務）が類似・同一の場合に商標が類似しているとみなされます。類似の判断は、外形、称呼（読み方）、概念の三つの基準で総合的に判断されます。一般的には消費者（または製品やサービスの買い手）が紛らわしいと感じるレベルであれば類似していると考えればよいと思います。ただし、グレーゾーンも多いので判断は専門家に任せることをお勧めします。

## 2. 手続き

Q2-1. 名称、ロゴ、マーク、キャラクター等の商標登録出願をどのように使い分ければよいですか？

A2-1. 名称だけで特徴があり商品（サービス）の識別力があると判断される場合には文字商標として出願することをお勧めします。名称だけでは識別力がなく、ロゴデザインに特徴がある場合、あるいは、ロゴデザインそのものを真似されるケースを防ぎたい場合等にはロゴマークで出願することが必要になるケースもあります（名称とマークの両方を出願しておいた方が望ましいケースもあり得ます）。マークやキャラクターなどの図形商標は図形として出願することになります。色は色使いを商標の主要な特徴として含めたい場合以外は指定しないことをお勧めします。

なお、キャラクターを商標として出願することも可能ですが、商標法による保護は商標としての使用（商品やサービスに付けたマークとしての使用）に限定される点にご注意ください。キャラクターの絵としての一般的保護は著作権法により提供されることとなります。詳細はご相談ください。

Q2-2. 商標登録前には調査が必要ですか？

A2-2. 日本の商標制度は先願主義であり、先に出願した方が優先されます。既に出願された商標と同一・類似の商標は登録されませんので、無駄な労力と費用を避けるためにも出願前に簡単な調査を行なうことをお勧めします。

また、登録されていなくても既に業界で広く知られている商標と類似の商標も登録されない等の規定がありますので、サーチエンジン等で広く調査しておくことも必要です。

テックバイザーでは原則として出願前に簡易調査を行なっています。既にお客様が自分で調査を行なっている場合等、簡易調査が不要な場合にはお客様の指定通りの出願を行ない簡易調査料金は請求いたしません。

Q2-3. テックバイザーによる簡易調査はどのような内容ですか？

A2-3. 特許電子図書館（IPDL）等の商標情報サービスやサーチエンジンを使用した調査です。よほど微妙な事例でない限り簡易調査で十分と考えます。専門機関による詳細調査をご希望のお客様には別途お見積もりいたします。

Q2-4. 商標登録が完了するまでは商標を使うことはできないのですか？

A2-4. 商標を使用するために商標権が必要ということはありません。商標権は他人が同一または類似の商標を使用することを禁止できる権利です。

また、特許のケースとは異なり、自分で既に使用している商標、あるいは、既に知られている言葉であっても商標登録出願を行なうことは可能です（もちろん、この場合でも既に同一・類似の商標が他人によって出願されている等の別の拒絶理由があれば登録されません）。

自社の使用によってブランド価値が十分高まった段階で出願を行なうことも可能です。ただし、この場合は他人に先に登録されてしまうリスクが増すことになります。

Q2-5. 出願から登録までどの程度の期間がかかりますか？

A2-5. 目安ですが半年から1年程度で結論が出るケースが多いです。造語であって指定商品・役務数が少ない場合には早めに結論が出ることが多いです。

すべての指定商品・役務について既に自分で商標を使用しているケース、あるいは、位置の指定商品・役務について自分で商標を使用していて他社からの警告等により緊急の審査が必要である場合等は、特許庁に早期審査を請求することができます。詳細はお問い合わせください。

Q2-6. 商標登録出願が拒絶される場合もあるのですか？

A2-6. 商標法では特定の個人・企業に独占させるべきではない商標は登録されない規定があります。以下のものが代表的です。

- 指定商品・役務の普通名称・慣用名称（例：パーソナル・コンピュータに対して「コンピュータ」、「パソコン」）
- 商品・役務の特性をそのまま表した商標（例：コンピュータに対して「高速コンピュータ」）
- 単純すぎて識別性がない商標（例：英文字一字から成る商標）
- 公序良俗を害するおそれがある商標（例：他人の著作権を侵害する可能性がある商標）
- 他人の指名・著名な略称等を含む商標（例：「キムタク」、「ホリエモン」）
- 他人の周知商標と類似の商標
- 他人の業務に関する商品（サービス）と混同を生じるおそれがある商標
- 他人の先願商標と類似の商標
- 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標（例：アップルジュースに対して「みかん」）

上記の要件にはグレーゾーンもありますのでご相談下さい。

テックバイザーでは出願前に上記のパターンに合致しないかどうかを調べるための簡易調査を行なってから出願を行ないます。しかし、それでも低い確率ではありますが以下のような場合には登録ができないケースがあり得ます。

- 他人が直前に類似・同一の商標を出願していた場合（出願から公開まで1か月程度のタイムラグがありますので直前の出願状況は把握できません）
- 普通名称化、他の著名商標との類似等において特許庁審査官が弊所の判断と異なる見解を示した場合

このように不測の理由により登録できなかった場合には弊社手数料を返却いたします。

Q2-7. 商標権が不要になった場合はどうすればよいですか？

A2-7. 10年ごとの更新を行わなければ商標権は自動的に消滅します。明示的に放棄することもできますが既に支払った登録料は返還されません。

Q2-8. 商標権を他人にライセンスあるいは譲渡したい場合にはどうすればよいですか？

A2-8. ライセンスは当事者間の契約により有効となります。譲渡の場合には特許庁の原簿への登録が必要となります。詳細にご相談ください。

なお、商標が登録される前（商標権の発生前）に名義変更をすることも可能です。特許庁の料金は安くすみませんが、登録されないリスクもある点にご注意ください。

Q2-9. 出願人の住所が変更になった時はどうすればよいですか？

A2-9. 登録前であれば補正により対応可能です（テックバイザーが出願代理を行なった案件については無料で対応します）。登録後は原簿の登録事項の変更が必要になり、印紙代と手数料がかかります。詳細はお問い合わせください。

Q2-10. 商標権は何年間有効ですか？

A2-10. 登録の査定が出た段階で10年分の登録料を前払いします（5年分×2回の分割払いも可能です）。それ以降は10年ごとに更新請求を行ない所定の料金を支払えば商標権は永遠に有効です。

Q2-11. 分割払いを行なう意味はあるのですか？

A2-11. 商標は商品やサービスと共に使用して始めて意味がある知的財産なので商品やサービスのビジネスの状況によっては商標権を維持していてもあまり意味がなくなる場合があります。その場合には、5年ごとの分割にすることでリスクを最小化できます（なお、商標権を放棄しても既納の登録料は返還されない点にご注意ください）。少なくとも10年間確実に使う可能性が高いのであれば一括払いをした方が総コストは安くなります。

Q2-12. 商標登録出願を行なったことは秘密にできますか？

A2-12. 商標登録出願を行なうと速やかに（1か月程度）で公報が発行され、商標の内容、指定商品、出願人の情報がインターネットの特許電子図書館（IPDL）等で公開されます。たとえば、未発表の製品名などをあまり早く商標登録出願してしまうと製品発表前に名前が世の中に知られてしまうこととなりますので、そのような事態を避けたい場合には出願のタイミングを慎重に検討する必要があります。

Q2-13. ITの世界の最新流行語を商標として登録したいのですが

A2-13. 普通名称、慣用名称、他人の業務と混同を生じさせる商標等、特定の者に独占させることが妥当でない商標は登録されません（仮に見逃されて登録されても後で無効にされてしまいます）。また、テックバイザーでは商標ゴロ行為（他人への転売を前提とした商標登録）と疑われる案件については代理いたしかねます。

Q2-14. キャッチフレーズを商標登録したいのですが。

A2-14. キャッチフレーズは本来的に商標の対象ではありませんが、商品やサービスのブランドとして使用される場合には登録されることがあります。たとえば、「がんばれ！ニッポン！」はJOC（財団法人日本オリンピック委員会）の（衣服等多くの商品を指定した）登録商標です。もちろん、これは応援のために「がんばれ日本」というのぼり幕を作成したり、日常会話で「がんばれ日本」と言ったりするためにJOCの許可が必要ということではありません。たとえば、「がんばれ！ニッポン！」をマークに使ったTシャツを製造・販売等するためにJOCの許可が必要というだけのことです。商標権は言葉の一般的使用を独占する権利ではありません。商品（サービス）の識別のための言葉（マーク）の使用を独占する権利です。

Q2-15. 商標が登録された場合、「xxxはyyyの登録商標です」という記載は必要ですか？

A2-15. 商標法ではそのような記載を奨励していますが義務ではありません。ただし、商標が普及し過ぎてあたかも普通名詞のようになると商標権の効力がなくなる旨の規定がありますので、普通名詞化を防ぐためにこのような記載を行なっておいた方が望ましいと言えます。

なお、登録商標でないにもかかわらずあたかも登録商標であるかのような虚偽記載を行なうと刑事罰の対象になりますのでご注意ください。

Q2-16. 商号と商標の関係はどのようになっていますか？

A2-16. 商号（企業名等）と商標は別の概念です。ある商号を取得できたからと言って他人の商標権を侵害しないとは限りません。企業名として使用するだけであれば問題ではありませんが、商標的使用とみなされると差し止めされるリスクがあります。

商号の商標登録は必ずしも必要ではありませんが、商号を商標的に使用したい場合、および、他人の登録を阻止したい場合には、登録しておいた方が望ましいと言えます。

企業名やサービス名を決定する場合には他人の商標権に抵触する可能性を考慮しておく必要があります。

Q2-17. 商標とインターネット・ドメインの関係はどのようになっていますか？

A2-17. 商標とドメインは別の概念です。商標権を取得できたからと言ってドメインを確保できるとは限りません（逆も成り立ちます）。

企業やサービス名を決定する場合には、他人の商標権との抵触だけではなく、覚えやすいドメインを確保できるかを考慮すべきと考えます。

なお、不正の利益を得る目的や他人に損害を加える目的で他人の商標等と類似・同一のドメインを取得すると不正競争防止法の規定によりドメイン登録が取り消される可能性があります。

Q2-18. 自分自身で商標登録出願することは可能ですか？

A2-18. 法律的には自分で出願することは可能です。自分で出願する場合でも特許庁料金（印紙代）は他人の代理による場合と同額です。自分で出願した場合のリスクと手間、そして、代理人手数料（弊所の場合は 20,000 円から）を比較してご検討ください。自分で出願した場合には、書類の作成、特許印紙の購入、特許庁とのやり取り（中間処理）、（場合によって）他人との交渉、更新や書類提出の期日管理などの作業を自分で行なう必要があります。

なお、弊所にご相談の上、作業発生後にお客様都合でキャンセルされた場合には、弊所の作業量に相当する料金をご請求させていただきます。

また、弁理士以外の者が業務として他人の商標登録出願を代理すると弁理士法違反となり、刑事罰の対象となりますのでご注意ください。

### 3. 他人の不当な行為への対応

Q3-1. 自社が作ったキャラクターの名前を関係ない他人が商標登録しているのですが、どうすればよいですか？

A3-1. 登録前であれば、特許庁に対してその商標が登録すべきでないという証拠文献を送付することができます（情報提供制度）。登録を確実に阻止できるとは限りませんが審査官は提供情報を参考にします。情報提供は誰でも行なえます。弊所では書類作成料 10,000 円からという低料金で特許庁への情報提供を代行します。

なお、自社が作ったキャラクターの名前が周知でなければ他人の登録を排除できるとは限

りません。他人の登録や使用を排除したいのであれば自社で速やかに商標登録出願しておくべきです。

Q3-2. ある個人がIT業界における一般用語を登録しようとしているようですが？

A3-2. 商標法上は普通名詞化した商標の使用には商標権が及ばないと規定されていますが念のために登録の可能性を最小化したいということであれば、Q3-1と同様に情報提供制度が利用可能です。登録された後であれば異議申立制度、無効審判制度を利用可能です。テックバイザーはIT業界の取引事情に通じていますのでIT関連商標の異議申立、無効審判は是非ご用命ください。

Q3-3. 自社の登録商標と類似の商標を他社が使用しているのですが。

A3-3. 法律的には差止請求、損害賠償請求が可能です。また、商標権の故意による侵害は刑事罰の対象にもなり得ます。しかし、他人の侵害行為を発見した場合でも、よほど悪質なケースをのぞき、一般的にはいきなり訴訟に持ち込んだり、警告書を送付したりすることはお勧めいたしません。まずは、通知書を送付し、話し合いの場を持つことが重要です。テックバイザーではこのような場合に弁理士名義での通知書を送付することが可能です。なお、商標登録出願後であれば登録される前でも警告書の送付は可能です。ただし、実際に権利行使できるのは登録後になります。

Q3-4. 商標登録した商標を他社がドメイン名として使っているのですが？

A3-4. ドメイン名は商標ではないと解されているため商標権に基づいてドメインの使用を差し止めることはできません。ただし、不正の利益を得る目的、あるいは、他人に損害を加える目的が認められる場合には不正競争防止法に基づいた差し止め請求が可能です。実際には、裁判ではなく、末尾がjpのドメインについては日本知的仲裁センターに、comドメインについてはWIPO仲裁センターに申し立てることになります。テックバイザーではこれらの申し立ての代理人サービスも提供しています。詳細はお問い合わせください。

## 4. 外国関連

Q4-1. 日本で商標登録しておけば海外における偽商品の販売に対しても差し止めや損害賠償請求できますか？

A4-1. 商標権は国ごとに発生しますので日本の商標権では海外で権利行使できません。ただし、日本の商標権に基づいて偽物商品の輸出入を差し止めることは可能です。



Q4-2. マドプロとは何ですか？

A4-2. マドプロは国際的な商標条約であるマドリッド・プロトコル（マドリッド協定議定書）の略称です。外国で商標権を獲得するためにはその国で商標登録出願を行なう必要がありますが、マドプロ制度を活用することで、既に日本に対して出願した商標に基づいて、日本の特許庁経由でWIPO（国際知的所有権機関）に国際登録を行なうことで各国で有効な商標権を得ることが可能になります。なお、実体審査は各国の特許庁により行なわれますので国際登録が完了したからと言って指定したすべての国で商標権を得られるとは限りません。

Q4-3. 台湾、香港に商標登録出願したいのですが？

A4-3. 台湾、香港等の国はマドリッド・プロトコルに加入していませんので、その国の商標管轄機関に直接出願する必要があります。弊所は現地の特許事務所と提携しており、台湾、香港、中国への出願をご支援しています（中国はマドプロに参加していますが、簡体字での出願等中国のみで有効な商標であればマドプロを使わず中国に直接出願した方が有利なケースもあります）。料金は現地代理人の見積もりに依存することになりますが、十分競争力のある料金をご提供可能です。

Q4-4. 中国で日本の地名やキャラクター名が勝手に商標登録されるという事態が発生しているようですがどう対処したらよいのでしょうか？

A4-4. 一般に冒認出願と呼ばれる不当な行為です。日本においては商標法の度重なる改正によりこのような行為は困難になっていますが、現在の中国の商標制度では、日本において著名であっても中国で著名でなければ登録されてしまいます。中国において商標の取り消し請求を行なうことで対応できますが、費用も時間もかかります。現時点では事前に中国に出願しておくことが最善の防御策となります。

Q4-5. アメリカに商標登録出願したいのですが？

A4-5. 米国にもマドプロ経由で出願可能です。ただし、米国の商標制度は厳格な使用主義を適用しているため、実際に米国で使用している、あるいは、短期的に使用する意図がある商標しか出願できません（代表者の署名入りの宣誓書が必要です）。また、登録から約4年後に商標の使用証明を提出しなければならず、指定商品中でひとつでも使用していないものがあるとペナルティとして商標全体が取り消しになってしまいます。また、米国では、登録していなくても実際に使用しただけで商標権が生じます（登録しておいた方が万一争いがあった時に権利を証明しやすい等のメリットがあるだけです）。ゆえに、米国への出願は、きわめて重要度が高い商標であって、かつ、実際に使用する指定商品（役務）に限定して行なうべきです。

Q4-6. 海外に出願する場合は日本と同時に行なう必要がありますか？

A4-6. 日本と同時に出願する必要はありません。ただし、ほとんどの国は先願主義なので他人に先に外国に出願されてしまうと（冒認出願のケースでない限り）その国では商標登録できなくなってしまいます。

なお、日本で出願してから6か月以内であれば、パリ条約優先権という制度を利用することで、外国の出願日が日本の出願日に繰り上がって扱われます（日本の出願日以降に他人がその外国に出願していても先願となりません）ので、日本の出願日から6か月が外国への出願を行なうかどうかの意思決定のひとつのタイミングとなります。

## 5. テックバイザーのポリシーとプロセスについて

Q5-1. なぜ低料金を提供できるのですか？

A5-1. 弊所料金が低料金とは考えておりません。合理的な料金と考えています。定型的な書類提出や単なる書類の転送で高額な料金をチャージすることはありません。実際に時間を要する作業には時間に応じた料金を設定しています。

また、書類はすべて電子化してコンピュータ上で管理し、オフィスの書類スペースや書類管理の担当者を削減すること、お客様とのやり取りは基本的にメールで行ない電話番の事務員を不要にすることなどにより無駄なコスト削減に努めています。

Q5-2. 弁理士の料金には規定があるのですか？

A5-2. 弁理士料金は各事務所が自由に設定できます。料金の目安としては日本弁理士会が国内の特許事務所にアンケート調査を行ない結果を公開しています（<http://www.jpaa.or.jp/consultation/commission/charge.html>）。

テックバイザーは業界の中間値（メジアン）より安価な料金を設定するよう心がけております。

Q5-3. 他所との料金比較においてどのような点に注意すればよいですか？

A5-3. 出願代理料金の設定は様々です。調査料金、成功報酬を徴収するケース、ファイル管理費、通信費などの諸費用が別立てのケースもあります。ゆえに、料金の比較では最初の出願手数料だけでなく、権利取得までの総コストで比較する必要があります。

テックバイザーは諸費用を出願手数料に含めており、別途請求することはありません。また、万一、不測の理由により登録されなかった場合には手数料を返還することでお客様のリスクを最小化しています。

Q5-4. テックバイザーの手数料返還制度とは何ですか？

A5-4. テックバイザーが登録の可能性が高いと判断したにもかかわらず拒絶査定になった場合に、一定の条件下で、手数料をお客様に返金する制度です（特許庁に既納の印紙代については返金の対象外です）。万一の場合のお客様のリスクを最小化します。

Q5-5. 本当に最初の見積りの料金だけで商標権が取得できますか？

A5-5. ほとんどの場合は最初の見積り金額で商標権が取得可能です（意見書提出、補正などの中間処理が発生した場合でも単純なものであれば、別途料金をいただくことはありません）。しかし、ごく希なケースとして、特許庁からの拒絶理由通知への対応に手間を要するケースがあります。たとえば、お客様の商標が既に業界において周知であることの証明、他人からの承諾書の取得などです。このような作業は一般的に手間と時間を要しますので、万一発生した場合には別途料金を要します（1時間あたり1万円で計算し、事前に見積りを提供します）。仮に追加作業が必要となった場合でも十分に競争力のある料金を提供していると考えております。

Q5-6. 料金の値引きを提供してくれますか？

A5-6. テックバイザーは既に合理的な料金を設定していますのでこれ以上の値引きは原則的にありません。ただし、類似商標を同一指定商品・役務で多数出願する場合等には個別のケースに応じて値引きを提供できる可能性はあります。

なお、特許の場合とは異なり、特許庁に支払う料金（印紙代）については減免制度はありません。

Q5-7. 海外在住者にも対応していますか？

A5-7. はい、海外在住のお客様の日本国特許庁への商標登録出願代理、および、マドブ口経由の出願の国内段階での拒絶理由通知対応のサービスも提供しています。料金体系は国内のお客様向けとは異なりますのでご注意ください。

Q5-8. 出願にはどの程度の期間がかかりますか？

A5-8. ケースバイケースですがお客様との指定商品・役務について確定するためのやり取りが発生しますので1週間程度が目安です。なお、出願内容が既に確定すれば即時対応可能です（インターネット出願を行なっておりますので年中無休24時間出願可能です）。お急ぎの案件については特急で対応可能です。

Q5-9. 打ち合わせのために訪問してくれますか？

A5-9. テックバイザーでは商標関連業務におけるお客様とのやり取りは基本的にメールで行ない拘束時間を最小化するという前提で料金を設定しております。対面での打ち合わ

せ等を希望される場合は別途お見積もりさせていただきます。

Q5-10. テックバイザー国際特許商標事務所と株式会社テックバイザージェイピーはどのような関係ですか？

A5-10. 特許・商標等の出願代理業務（弁理士業務）はテックバイザー国際特許商標事務所として、その他のコンサルティング業務は株式会社テックバイザージェイピーとして提供しています。

Q5-11. 請求のタイミングはいつになりますか？

A5-11. 原則的に出願時は出願処理が完了し、特許庁から受領書が送信された段階で受領書のコピーと共に請求書を発行します（出願はオンラインで行ないますので瞬時に完了します）。登録時は特許庁に登録料を払い込んで登録証が送付されて来た（約2週間かかります）後に、お客様に商標登録証原本を転送するタイミングで請求書を同封します。弁理士報酬分については、源泉徴収税の支払いと支払い調書の発行をお願いしていますのご協力をお願いします。

なお、取引実績のないお客様には料金の一部または全額の前払いをお願いすることがあります。苦渋の選択ですがご理解をお願いいたします。

Q5-12. 商標の更新のタイミングで通知してくれますか？

A5-12. はい、テックバイザーが更新のタイミングでお客様に通知します。通知のための管理料金は出願手数料に含まれています。なお、住所変更等で連絡がどうしても取れない場合にはご容赦ください。

Q5-13. 商標登録出願を依頼する場合には契約書は必要ですか？

A5-13. 日本国内への商標登録出願だけであればメールでのやり取りにより合意があったとみなして作業を進めます。より複雑な案件の場合には、契約書への署名をお願いすることがあります。

Q5-14. 機密保持契約書を締結してくれますか？

A5-14. 弁理士は弁理士法の定めにより業務上得た秘密の保持が義務づけられていますので別途機密保持契約を結ぶ必要は特にありません。しかし、当然ながら、お客様が機密保持契約締結をご希望される場合には対応いたします。

なお、商標法で定められた出願公開の制度により、出願した商標と出願人に関する情報は出願から1か月程度でいずれにせよ公開されてしまう点にご注意ください。

Q5-15. IT 分野の商標登録出願で特別なサービスがありますか？

A5-15. テックバイザーでは分野にかかわらず商標登録出願の代理を行っておりますが、IT 関連分野では IT 業界知識を活用した助言が可能です。たとえば、IT 業界の最新動向に基づいてネーミングの妥当性評価や指定商品・役務の追加に関する助言を行なうことができます。

より前段階から製品・サービスのコンセプト作りを踏まえてネーミングやキャッチコピーを検討する場合には別途コンサルティング案件として提供可能です。

以上